

別紙

全警協発第 147 号

平成 30 年 7 月 10 日

関 係 各 位

(一社) 全国警備業協会
会 長 青 山 幸 恭

「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」に
対するご理解とご周知のお願いについて

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当業界並びに当協会に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共警備業は、1962年に誕生して以来、多くのお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いて参りました。現在、警備業者約 9,400 社、警備員約 54 万人を擁する産業にまで成長し、我が国の安全・安心な社会の確立に向けて、施設警備、交通誘導警備、雑踏警備、貴重品運搬警備、身辺警備等の多様な安全サービスを提供させていただいております。

一方、私共警備業全体を取り巻く情勢をみますと、従来からの価格競争の激化により、警備料金が低廉化し、これが警備員の賃金低下と警備業への就職希望者数の減少をもたらし、慢性的な警備員不足の状況に陥っているところであります（別添 1 参照）。

こうした中、政府におきましては、平成 27 年 12 月に官邸に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係省庁等連絡会議」が設けられ、この連絡会議は平成 29 年 8 月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係府省等連絡会議」に改組されました。これら連絡会議では、経済の好循環の実現に向け、中小企業・小規模事業者が従業員の賃上げを行いやすい環境を作る観点から、下請等の取引条件の改善に必要な検討が行われ、その一方策として、担当大臣から各種業界団体に対し、「取引適正化」等に向けた「自主行動計画」の策定と着実な実行が要請されました。この一環として、平成 29 年 9 月、所管官庁である警察庁から当協会に本自主行動計画の策定要請がなされ、別添 2 のとおり策定をさせていただいたところであります。なお、自主行動計画につきましては、平成 30 年 3 月末現在、私共警備業を含め、自動車、自動車部品業、建設業、機械製造業、流通業などの関係 30 団体（昨年末から 9 団体増加）において策定がなされているところであり、このことから、政府が、経済の好循環

の実現に向けて、各業種の取引改善に対する関心を強めていることが拝察されるところであります。

私共警備業界といたしましては、本自主行動計画に基づき、業界内はもとより、貴業界をはじめとした発注元との間におきまして、適正な取引推進に向けて、誠心誠意尽力して参る所存であります。今後、個々の発注元との間での適正な取引により私共業界の会社の経営基盤を強化し、警備員の賃金・処遇の向上を図り、警備員不足に対処していくには、貴業界全体としてのご理解、ご支援及びご協力が必要不可欠であると思われまます。

私共本自主行動計画の趣旨をご理解の上、貴業界会員様に対し、本自主行動計画のご周知を図って頂くとともに、私共警備業界との適正取引推進に向けたご支援ご協力について、格別なるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当協会に、本自主行動計画に関する通報窓口を設けることとしておりますので、必要に応じ貴業界と協議をお願いすることがあります。

- ・当協会からの取引条件改善の申し入れとは、基本的には、貴業界に関わる不適正な取引事例が散見される場合に、一般論として貴協会へ情報提供をするとともに、必要に応じて貴協会会員様宛に注意喚起の検討を依頼することを想定しています。
- ・個別取引に対して貴協会を含む業界団体が対応可能なことは限られていること存じ上げますが、著しく不適正な取引が見られた場合は、関係省庁等への情報共有を行うとともに、対応について協議の打診をすることがございます。

私共業界といたしましては、今後とも適正な警備業務を通じてよりきめ細やかな警備サービスを提供できるよう努めて参る所存でありますので、何卒ご理解ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

謹 白